

周南市空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市内の空き家の有効活用及び定住促進による地域の活性化並びに住替えによる住環境の改善を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報バンク制度 本市の区域内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、周南市空き家情報登録申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、周南市空き家情報登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、周南市空き家情報登録完了通知書（別記様式第2号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、周南市空き家情報登録事項変更届出書（別記様式第3号）

により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録抹消)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は周南市空き家情報登録抹消届出書（別記様式第4号）が提出されたときは、当該空き家情報の登録を抹消するとともに、周南市空き家情報登録抹消通知書（別記様式第5号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「利用希望申込者」という。）は、周南市空き家情報利用希望者登録申込書（別記様式第6号）に誓約書（別記様式第7号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用希望申込者が次の各号のいずれかに該当する場合において、周南市空き家利用希望者登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする場合
- (2) 住替えにより住環境の改善を図ろうとする場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、周南市空き家情報利用希望者登録完了通知書（別記様式第8号）を当該利用希望申込者に通知するものとする。

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望申込者（以下「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、周南市空き家情報利用希望者登録事項変更届出書（別記様式第9号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録抹消)

第9条 市長は、利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、周南市空き家情報利用希望者登録抹消通知書（別記様式第10号）を当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 周南市空き家情報利用希望者登録抹消届出書（別記様式第11号）が提出されたとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 市長は必要に応じて、空き家の登録情報を周南市ホームページ等に掲載し周知するとともに、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第7号（第7条関係）

別記様式第8号（第7条関係）

別記様式第9号（第8条関係）

別記様式第10号（第9条関係）

別記様式第11号（第9条関係）